

# 令和8年度 特別支援教育就学奨励費のご案内

区立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒（通級学級へ通う児童・生徒を含む）、又は障害のある児童・生徒（学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの）を対象に経済状況等に応じて、その就学を支援しております。



◇申請方法（下記1.2のいずれかでご申請ください。）

## 1. 電子申請

右の二次元コードからご申請ください。PCなどからご申請する場合は「豊島区特別支援教育就学奨励費」などで検索してください。



電子申請はこちら

通学経路の確認及び  
通学費の申請はこちら



※徒歩通学の方含め、全員申請が必要です。左記の電子申請と合わせてご申請ください。

## 2. 書面申請

裏面「令和8年度 特別支援教育就学奨励費申請書（兼委任状）」に必要事項をご記入のうえ、下記添付書類と合わせて、豊島区教育委員会事務局 学務課へ郵送または窓口でご申請ください。

### ＜添付書類＞

※4月中に書類がそろわない場合には、先に申請書のみご提出いただき、後日添付書類をご提出ください。

該当者	添付書類	備考
全員	通帳のコピー等	銀行名、支店名、口座番号、名義人カナがわかるもの
令和8年1月2日以降に豊島区に転入された方は①②のいずれかを提出してください。	①令和8年度課税(非課税)証明書 ※原本	令和8年1月1日時点の住民登録地の自治体で、令和8年6月以降に取得可能です。
	②令和7年分の確定申告書の控え	申請履歴の確認ができない確定申告書の控えについては、受信通知や受付完了通知（リーフレット等）などを合わせてご提出ください。※申請書等情報取得サービス(e-Tax)を利用したイメージデータ(PDF)可。

◇申請期限：令和8年4月30日(木) 消印有効（郵便事故の責任は負いかねます。）

※上記申請期限後も申請可能ですが、認定は申請月からとなります。

（最終申請期限は令和9年2月末まで）

### ◇結果通知

所得状況等を確認のうえ「認定区分」を判定します。6月末までに申請をした方は、結果及び支給内容等を7月下旬（予定）に郵送でお知らせします。

※7月以降に申請された方には、結果について随時お知らせします。

◇支給内容 ※所得や就学援助・生活保護などの申請状況により、支給内容が異なる場合があります。

① 特別支援学級に在籍する児童・生徒または障害のある児童・生徒

1. 通学費（本人交通費）
2. 職場実習交通費
3. 交流及び共同学習交通費
4. 修学旅行費
5. 校外活動等参加費（宿泊を伴うもの、宿泊を伴わないもの）
6. 学用品・通学用品購入費
7. 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

② 通級学級へ通う児童・生徒

通学費（本人交通費） ※在籍学校以外の通級学級に通学している場合のみ

### ◇その他

「特別支援教育就学奨励費」よりも支給内容が手厚い「就学援助」を希望する方は、必ず「就学援助費受給申請書」も併せて提出してください。各申請のそれぞれの認定基準で審査し、結果をお知らせします。

### ＜提出先・問合せ先＞

〒171-8422 豊島区南池袋2丁目45番1号 豊島区役所本庁舎7階

豊島区教育委員会事務局 教育部 学務課 電話：03-3981-1174（直通）

受付時間：午前8時30分～午後5時 ※土日祝日は閉庁日のため、予めご了承ください。



# 令和8年度 特別支援教育就学奨励費申請書（兼委任状）

申請日 令和 年 月 日

豊島区教育委員会あて

下記のとおり特別支援教育就学奨励費を申込みます。

なお、認定にあたり私の世帯員についての住民登録資料、税務・生活保護資料、特別支援学級就学に関わる資料及び「令和8年度 就学援助費受給申請書」を調査し、利用することを承諾します。

また、私は小中学校長及び豊島区学務課長を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

- (1) 特別支援教育就学奨励費の請求、受領、精算及び返納に関する一切の権限
- (2) 受領した特別支援教育就学奨励費を管理し、かつその目的に従って処理すること
- (3) 学校長及び学務課長が変更した場合は復委任すること

1. 保護者住所 豊島区 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号

(アパート・マンション名等) \_\_\_\_\_

2. 保護者氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(フリガナ)

3. 児童・生徒氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 平成・令和 年 月 日

4. 在籍する学校名 \_\_\_\_\_ 学校 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組

5. 区 分 (該当する番号に○を付けてください)

① 固定級在籍者 \_\_\_\_\_

② 通級指導学級利用者 (通級の方は学校名を記入) \_\_\_\_\_ 学校  
(※豊島区の通級指導学級は、池袋小学校に設置されている「ことばときこえの教室」のみです。)

③ 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒  
(※③の方は別途資料の提出を求める場合があります。)

6. 口座振替依頼書 (※認定された場合のみ有効)

※通帳のコピー等 (銀行名・支店名・口座番号・名義人カナがわかるもの) を添付してください。

※就学援助を合わせて申請する場合、必ず同一の口座をご記入ください。

金融機関コード	銀行名	支店コード	支店名
	銀行 信用金庫		支店
預金種目	口座番号	名義人氏名(カタカナで記入) ※正確にご記入ください。	
普通・当座			

以下は処理欄ですので、記入しないでください

就学援助の申請	あり・なし	就学援助認定状況	準・要・否・所不	申請受付日
受付者		申請入力者	/	
需要額比率		認定区分		